

経営者・耕作者の変更等について

平成17年11月1日作成
越前市農業委員会

農業経営主を変更したい場合や、農地の耕作権に変動のあった場合には、農業委員会への届出が必要です。

1 耕作権者に変動のあった場合には——耕作権者が確定した旨の届 等

相続等により耕作権者に変更があった場合には、次により「耕作権者が確定した旨の届」「耕作管理者指定届」を提出することが必要です。

(1) 耕作権者が死亡した場合

耕作の権原を有する者が死亡した場合の遺産分割等による権原の異動については農地法の許可は不要とされていますが、以下により届出をお願いします。

- ① 遺産分割協議を了しているとき … 相続により確定した権利者（所有者または耕作者）を新耕作者として「耕作権者が確定した旨の届」を提出してください。
- ② 遺産分割協議を了していないとき … 遺産は全相続人の共有物であることから、相続人のうち一人を新耕作者として「耕作管理者指定届」を提出してください。
なお、遺産分割協議が整った後には、改めて、相続により確定した内容で、①による届出を再度行なうことが必要です。この遺産分割協議後の確定した権利者による届出がなされない場合においては、先になされた②の届出による耕作者が、いわゆるヤミ小作として取り扱われる場合があるので、ご注意ください。
- ③ 上記①、②とともに行うべき「経営主変更届」
 - 上記において、新耕作者が死亡者と同一世帯員であるときは、当該死亡者が経営主として農家台帳に登載されている場合において、経営者の変更が必要となります。新たに経営主となる者から「経営主変更届」を併せて提出してください。
 - 上記において、新耕作者が死亡者と同一世帯員でないときは、当該新耕作者の属する世帯の経営主により農家台帳に登載されます。経営主登録がない場合にあつては、経営主となる者から「経営主変更届」をあわせて提出してください。

(2) 共有土地に係る合意解約等の場合

共有土地について耕作権が設定されていた場合にあつて、当該耕作権の合意解約、更新拒絶を行った場合にあつては、共有者の一人を新耕作者としての「耕作管理者指定届」を提出してください。当該新耕作者の属する世帯の経営主により農家台帳に登載されます。なお、経営主登録がない場合にあつては、経営主となる者から「経営主変更届」をあわせて提出してください。

2 経営主の変更——経営主変更届

経営主を変更したい場合には、次により「経営主変更届」を提出することが必要です。

(1) 経営主の変更——主たる耕作事業者を他の世帯員（住居及び生計を一にする親族）に変更したい場合

経営主を変更できるのは、次に該当するもので、同一世帯内において他の世帯員に経営を移す場合に限られます。

- | | | |
|---------------|---------------|------|
| 1 高齢のため | 2 疾病又は負傷による療養 | 3 就学 |
| 4 公選による公職への就任 | 5 その他省令で定める事由 | |

(2) 耕作権者が死亡した場合、共有土地に係る合意解約等の場合

耕作権者が死亡した場合や、共有土地に係る合意解約等を行った場合にも、経営主変更届の届出が必要となる場合があります。「1 耕作権者に変動のあった場合には」をご参照ください。

3 「ヤミ小作」等とは

上記以外の理由（権利の設定・移転）により耕作権者等を変更するには、農地法第3条の許可、又は利用権設定の手続きが必要です。

権利の変動、設定・移転の際には、必ず手続きをとっていただくようお願いします。

これら手続きがなされていないものは、いわゆる「ヤミ小作」等であり、農地法及び関係法令で保護すべき権利には該当しません。このようなものに対する権利侵害等があったとしても、これを救済する方法はありません。ご注意ください。

4 権利・経営状況を確認したい場合には——農家台帳

農業委員会には、世帯ごとにその農地に係る権利関係、経営状況等の管理を行うため農家台帳を備え付けています。

(1) 台帳の作成

農家台帳には、農地の面積、耕作者等の情報が記載されます。委員会では、この台帳をもとに法3条申請の下限面積の判定、小作地の面積確認、諸証明等の各種業務を行っています。また、農家の経営状態に関する項目も記載されます。

越前市では農家台帳の電子化を実施しており、毎年1回出力処理を行っております。土地表示等の内容は、それぞれの作成期日の違いから登記簿や固定資産課税台帳とは必ずしも一致していない場合があります。

(2) 台帳上の経営主

農家台帳においては、原則として耕作の権原を有する者を経営主として管理しています。なお、一つの世帯に耕作を行うための権原たる権利（賃借権、利用権等）を有する者が複数いる場合にあっては、世帯主を経営者として登録している場合もあります。

(3) 台帳の閲覧

自らの世帯に係る台帳の閲覧については随時可能です。この際、所定の閲覧申請手続きが必要となりますのでお問い合わせください。

なお、(1)の農家台帳上の特性から、台帳の第三者への公開は行っておりません。台帳写しの交付についても実施いたしておりません。ご了承願います。

5 他制度との関係

(1) 農業委員会選挙人名簿

農業委員の選挙に使用する選挙人名簿については、毎年、農家からの「登載申請書」の提出を受けて、選挙管理委員会で調製されます。この際、農家台帳の登録内容に基づき、登載要件に合致するか否かを農業委員会が判定するものとされています。

① 選挙人名簿登載申請書の提出期限

毎年1月10日までに、1月1日現在の農家の状況に基づき登載申請書を提出することが必要です。毎年12月末に農業委員会から、各集落ごとに取りまとめてご案内させていただいておりますので、必ず提出されるようお願いします。

② 選挙人名簿

登載申請者に基づき、選挙管理委員会では毎年3月31日現在で選挙人名簿を確定し、その後1年間使用されることとなります。

(2) 水田台帳

米の生産調整を推進するため、市に整備すべきものとされているもので、耕作者の自己申告により作成されます。登載対象となる地目は、原則として「田」です。

その内容は、転作の確認基準に基づき作成されるものであり、農家台帳の記載とは必ずしも一致するものではありませんので、ご注意ください。

(3) 農業共済台帳

水稻共済のため、農業共済組合が整備すべきものとされているもので、(2)の水田台帳の内容に基づき作成されます。こちらも農家台帳の記載とは必ずしも一致するものではありませんので、ご注意ください。

お問合せ

越前市農業委員会

福井県越前市府中一丁目13-7

〒 915-8530 (越前市役所農政課内)

TEL (0778)22-3009 直通

